

大洲市パートナーシップ宣誓制度における行政サービスについて

(円滑な対応が可能となるサービス)

項目(事業名等)	サービス内容	担当部署
母子健康手帳交付	パートナーシップ宣誓証明書の提示と電話等による妊婦への意思確認ができれば、配偶者と同様に代理申請することができる。後日、早期に妊婦と面談を行う。	保健センター
死亡届・火葬許可申請	亡くなったパートナー等を火葬する場合、パートナーが申請できる。	市民課 環境生活課
市営墓地	使用者が死亡した場合の市営墓地の使用継承ができる。	長浜支所 肱川支所
救急搬送時の同乗処置の説明と同意	救急搬送される際、パートナーも救急車に同乗することができ、また、処置の説明を受けることができる。	大洲消防署
教育・保育給付認定申請(認可保育施設等の利用申込含む)	パートナーシップ宣誓書受領証の提示で、パートナーを保護者とした教育・保育給付認定申請が可能になる。	子育て支援課
施設等利用給付認定申請(幼児教育・保育無償化認定申請)	パートナーシップ宣誓書受領証の提示で、パートナーを保護者とした施設等利用給付認定申請が可能になる。	子育て支援課
児童生徒への就学援助	経済的理由により就学困難な児童生徒の学用品費、給食費等必要な援助についてパートナーシップ宣誓を行ったパートナーが申請できる。	教育総務課
特別支援教育就学奨励	特別支援学級に在籍し、又は通級指導教室に通学する児童生徒に学用品費等の支援について、パートナーシップ宣誓を行ったパートナーが申請できる。	教育総務課
身体障がい者等の方の軽自動車税の減免制度(障がい者)	障がい者の通院・通学等に使用する場合、障がい者及び障がい者と生計を同一にするパートナーの軽自動車税(種別割)が免除される。	税務課
介護保険手続き	低所得者が定められた施設を利用した場合に居住費・食費を軽減する制度	高齢福祉課
家族介護用品支給事業	65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品を支給する事業	高齢福祉課